

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	大臣官房文書課
部署の業務内容	法令の省内連絡、閣議請議文書の進達、官報掲載、規制の改善、行政事務の合理化、機構、定員、独立行政法人、特殊法人、公益法人、独立行政法人評価委員会文書管理、公印の登録、情報公開、公文書類の編集・保存、国立公文書館との連絡、公文書類の接受、発送、法令案その他の公文書類の審査

項 目		対応	点 検 結 果 の 概 要
	総論		消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。 ○ ・法律に基づく命令、規則、告示等については、各局庁の案の事前審査に際し、国民の権利義務への影響という観点から必要がある場合には、パブリックコメントの実施を要請している。また、その際、国民が意見を述べる機会を確保できるよう、例外的なものを除き、十分なパブリックコメント期間を取るよう求めている。 ・文書審査(決裁)に当たり、当該文書の正確性を確保するだけでなく、国民から見た理解しやすさという観点からの指摘も行っている。また、審査で手戻り(再検討等)が生じ政策の周知期間が短期間になってしまうことを回避するため、決裁に当たりあらかじめ考慮すべきポイントの文書化を進めている。 ・情報公開の開示請求に関して、請求者から直接照会があったときの手続説明については、懇切丁寧に対応するよう職員で相談しながら向上に努めている。 ・官報掲載については、国立印刷局への入稿原稿の遅れや誤り等が散見されるが、国民への周知期間が短くなり、また、誤りは国民に正確な情報を伝える上で問題があるため、改善が必要である。このため、各部局庁において早期の原稿入稿を促すとともに、二重チェック体制の整備・強化を行っている。なお、4月より官報原稿(省令・告示・官庁報告)入稿をシステム化し、省庁間文書交換システムにより国立印刷局に送付することにより、官報原稿の入稿手続が短縮されるため、国民に対してより早期に官報掲載が図られると見込んでいる。 ・法人の監督の総括に関する事務については、消費者等から問合せ等があった場合、制度の概要等可能なものはできるだけ直ちに回答し、特定の法人の事業内容等責任を持って回答できないものについては適切な部署につなぐといった当たり前の対応になるため、現状では、各々の職員の常識に任されているところであるが(対応に対する苦情も特段ない)、今後は、問合せ等の情報を蓄積し各々の職員で共有化することに努め、一層適切な対応ができるよう試みる。

基本的な視点

基本的な視点	苦情、要請等への対応	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	・パブリックコメントの結果について長期間公表していないものがあることについて、不適当との指摘があった。このため、公表までの期間を短縮するよう各局庁に要請したところである。
		国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	－	・差出人未記載で、宛先が不明な封書等を接受したときは、それを開封し、それが内部告発等である場合は、その内容を所掌すると思われる部署と相談の上、配付することをルール化している(内部告発の内容に応じ、当該部署が必要な手続を実施)。 ・個々の独立行政法人や特例民法法人への苦情や要請については個別法人の所管部署が対応し、その部署のルールに基づいて対応がなされるため、特段別途の対応方法のルール化は行っていない(問題も発生していない)が、今後、個々の法人における内部告発等が総括業務を行っている当課に直接来ることも考えられることから、その際に備え、対応マニュアルを作成する考えである。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	－	
	政策の目的・効果に関する説明	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	－	・独立行政法人については、中期目標や財務諸表など必要な情報についてはHPで公開されており、また、個々の法人の業務についても独立行政法人評価委員会において評価され、そこで出された意見は今後の業務に反映させるなど、現行法に基づいて適切な対応がなされるよう関係部署に指示しているところである。また、特例民法法人については、各種調査結果や検査点検結果を公表するとともに、昨年12月からスタートした新制度への円滑な移行のために説明会を開催しているところである。(なお、これらの法人制度自体は、政府全体で統一的に設けられているものであり、独自の政策ではない。) ・一方で、個別の法人に対する意見が寄せられた場合は、基本的に法人所管部署がその反映等の対応を行っており、総括業務を行う当課からのアプローチで反映させる仕組みはないところである。この結果、意見の反映において、法人ごとの対応にばらつきがあるのが現状である。このため、国民の理解を得られない運営実態があれば、この見直しを行うべき旨の指導監督を行うよう、所管部署に要請し法人ごとの対応に統一性を持たせるよう努めるとともに、見直しの結果についても原則として公表していくこととする。また、法人の調査結果における公表可能なデータは、できる限り統一的な基準の下で公表されるよう努める。
		国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	－	
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	－	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	－	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	－	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	－	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行され则认为られるか。	－	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	－	
業の振興と消費者の利益		部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	－	・当課が所管する特例民法法人の業務は調査研究や研修等であり、現状では、法人と消費者の利益が一致しないということはない。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	－	

		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	-	
項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	・食の安全業務を直接所掌はしていないが、昨年事故米穀問題を契機として、関係局庁等と協議の上、食の安全確保に係る行政文書の保存期間を見直し、必要と認められるものは保存期間を延伸する方向で検討することとしている。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	-	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	-	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	-	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	-	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	-	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	-	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	-	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	-	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	-	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	-	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているもののなかで、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	-	

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務へ			
			
			